

令和4年度近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部会議 <第1回>

議 事 概 要

令和4年10月17日

近畿中国森林管理局  
コンプライアンス推進本部

1 開催日時

令和4年9月16日（金） 14:00～15:20

2 場 所

近畿中国森林管理局 大会議室

3 出席者

（本部長） 近畿中国森林管理局 柏原 卓司 局長

（本部員） 小柴 学司 公認会計士・税理士

福田 正 弁護士

藤田 充也 弁護士

横田 直和 関西大学法学部教授

近畿中国森林管理局 松本 寛喜 次長 ほか10名

4 議 事

（1）推進本部の事務局から、次の事項等が報告・説明され意見交換が行われた。

- ・ 推進行動計画（PDCAサイクル）の取組状況について
- ・ 令和4年度第1回本部指導の実施状況について
- ・ 令和4年度第2回本部指導の進め方について

(2) 本部員からは、次のような意見等が出された。

- ・ 組織内でのコミュニケーションや情報共有が重要で、内部で情報が共有され複数の者が事象を認識している状態がキープされていると、ミスの発生を防ぐことになる。また、組織全体で事象を認識していると、本来やるべきことから逸脱する行動に対して抑止にもなるため、このことを常に意識・徹底し、引き続き指導されたい。
- ・ 事業の実施においては、発注手続の適正・公正な履践とともに、効率的な事業実施が求められるが、これらを両立させることは難しい。ケーススタディの事例で、このような悩ましい内容を扱うことが効果的であると考える。
- ・ ケーススタディは、職員に事例を事前に配布し、問題点等を抽出して行うとよい。
- ・ 近畿中国森林管理局のコンプライアンスキャラバンは、広島事案、奈良事案が立て続けに発生したことが実施のきっかけだが、繰り返しキャラバンを実施することにより、コンプライアンス意識を根付かせる効果が現れている。
- ・ 新たに事案が発生した場合、管理監督に万全を期していたのかが必ず問われるので、継続して指導されたい。